

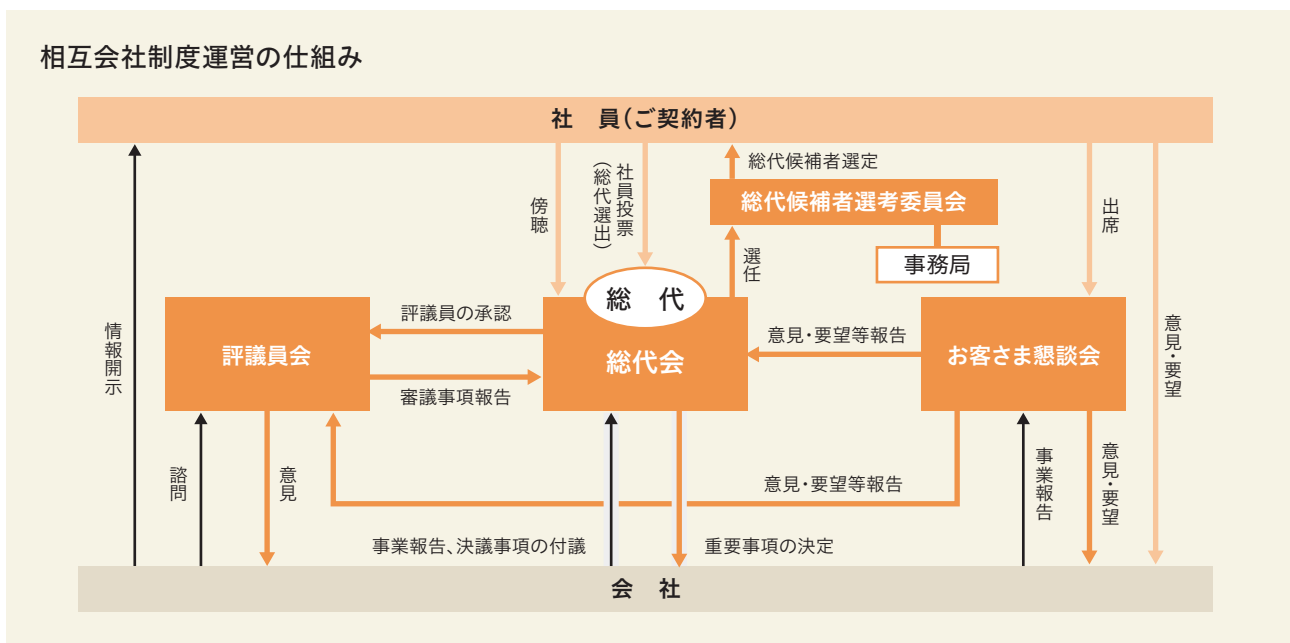
相互会社制度運営の仕組み

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。

相互会社とは、ご契約者[※]を「社員」とする社団法人です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当します。なお、2017年度末の社員数は約656万人となっています。

当社は「相互会社」形態で運営されている「みなさまの会社」です。「総代会」を中心に「総代候補者選考委員会」、「評議員会」、「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く



総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接ご参加いただくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。しかし、全国の約656万人の社員のみなさまが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行ないます。

第71回定時総代会

2018年7月3日に開催された第71回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

● 報告事項

- 2017年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件
- 相互会社制度運営に関する報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 2017年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 基金の再募集および定款一部変更の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件

■総代会議事録の閲覧

総代会の議事録は、本社、法人部(総合法人部、公法人部、広域組織法人部)、支社(全国90支社・4マーケット開発部)に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、当社公式ホームページで議事内容および質疑応答の要旨をご覧いただけます。

■総代会傍聴制度

社員のみなさまに会社経営に対するご理解を深めていただくための制度で、総代会の傍聴を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた社員は、原則として会場内または別室のモニター・テレビで総代会を傍聴することができます。

総代

社員の代表として選出される総代の定数は定款において222人と定めています。総代定数222人のうち200人は、地域別選出による120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を選出)と地域別選出によらない80人に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度)により選出される総代です。

総代は、社員の意思を代表し、多様な視点から会社経営を監督するとともに、総代会に出席し、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なうことが主な役割です。

総代定数については、こうした観点から、適正な水準であると考えています。

総代の選出について

- ・ 総代候補者選考委員会の推薦により選出される総代
総代の選出にあたっては、総代定数222人のうち200人については、2年ごとに定数の半数を改選しています。総代候補者選考委員会は、次ページの「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者を推薦します。
- ・ 立候補制により選出される総代
22人については、総代候補者選考委員会が総代となることを希望する社員の立候補を受け付け、立候補者が選出数(22人)を超える場合は、次ページの地域ブロック別定員数に基づき抽選を行ない、総代候補者を選定します。なお、4年ごとに全員を改選しており、次回の立候補の受け付けは2021年度の予定です。

■社員投票

総代候補者選考委員会で選定された総代候補者については、社員お一人おひとりによる「社員投票」を実施し、個々の総代候補者について総代として選出することに同意しないとする投票(不信任投票)数が、有権者数(社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代の選出については、社員の総意が適正に反映され、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するために、以上の方法が適切であると考えています。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員のなかから総代会で選任された総代候補者選考委員(10人以内)で構成されています。

当社は、総代候補者選考委員会の任務を補佐する総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱しており、総代候補者選考過程における会社からの独立性を確保するとともに、透明性の向上に努めています。

総代候補者選考委員選考基準

- ・ 当社の社員(ご契約者)であること
- ・ 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・ 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・ 総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・ 当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準(抜粋)	立候補制の概要																								
<p>総代候補者の選考方針</p> <p>総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。</p> <p>あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。</p> <p>(1) 消費者としての視点 消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(2) 経営者としての視点 会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(3) 専門家としての視点 専門家の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>総代候補者の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の社員(ご契約者)であること ・ 総代会に出席可能であること ・ 生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること ・ 他社の総代に就任していないこと 	<p>立候補資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補の受付期間の末日現在、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者(当社および子会社等の役職員を除く)であることを要します。 <p>総代候補者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者数が選出数22人を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。 ・ 立候補者数が選出数22人を超えた場合は、下記の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。 <p>[地域ブロック別定員数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域ブロック</th> <th>都道府県</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td>新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>近 畿</td> <td>三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table>	地域ブロック	都道府県	定員数	北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人	中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人	近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人	合 計		22人
地域ブロック	都道府県	定員数																							
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人																							
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人																							
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人																							
近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人																							
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人																							
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人																							
合 計		22人																							

評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。

評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員数は定款で20人以内と定められています。

2017年度の評議員会審議事項

2017年6月

- ・ 2016年度決算の概要について
- ・ 当社の資産運用におけるガバナンスについて
- ・ 第70回定時総代会決議事項について
- ・ 2016年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項について

2017年11月

- ・ 2017年度上半期報告について
- ・ 「人事改革」の取組みについて

2018年2月

- ・ 2017年度決算見通しについて
- ・ 高齢者対応および障がい等で手続きに支障があるお客さま対応にかかる取組みについて



評議員会

お客さま懇談会

業界に先駆けて1973年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。2017年度は2018年1月から3月に、全国の支社等100会場で開催し、合計2,261人のご契約者にご出席いただきました。

2017年度のお客さま懇談会は、「2017年度上半期報告」、「MYイノベーション2020の概要」、「社会貢献活動への取組みについて」等についてご報告し、ご出席いただいたご契約者から8,859件の貴重なご意見・ご要望等いただきました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関である「お客さまの声」検証委員会を通じフォローを実施しています。

また、お客さま懇談会に出席された総代からは、ご出席者のご意見・ご要望等をふまえ、総代会において提言をいただいているほか、ご出席されたご契約者から総代が選出されるなど、お客さま懇談会と総代会が相互に連携する態勢としています。

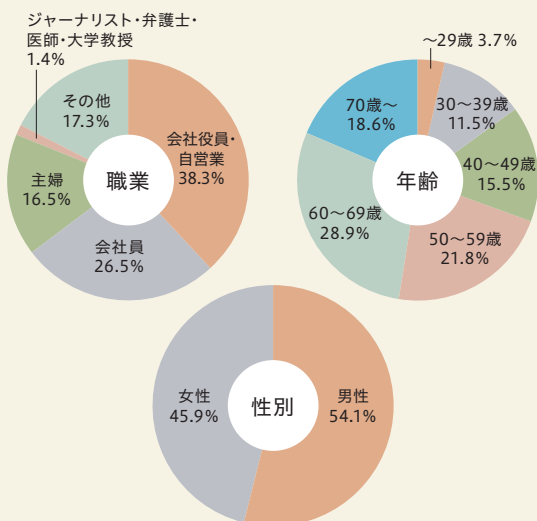
2018年度のお客さま懇談会へのお申し込み方法等は、開催日前の一定期間、支社・営業所等の店頭に掲示するとともに、ホームページでもご案内しています。ご出席を希望されるご契約者は、お近くの支社・営業所等にお問い合わせください。



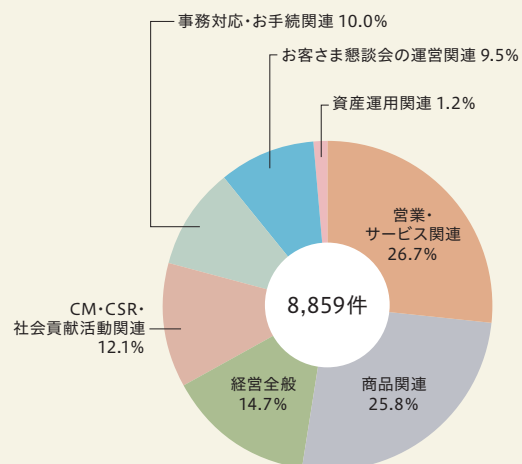
お客さま懇談会

2017年度お客さま懇談会

ご出席者(2,261人)の構成



ご意見・ご要望・ご質問等(8,859件)の内訳



お客さま懇談会で寄せられた代表的な「ご意見・ご要望」と当社の対応状況

ご意見・ご要望 ▶ 魅力的な受取率の貯蓄性商品を充実させてほしい

当社は、お客さまへ確かな安心を提供するために、金融環境の変化等に対応しつつ、投資型商品のラインアップの充実を図るという基本方針のもと、中長期の積立・資産形成ニーズ、相続対策ニーズにお応えするために、アドバイザーチャネル・銀行窓販チャネル双方において、従来の円建ての貯蓄性商品に加え、外貨建ての貯蓄性商品を充実させています。

アドバイザーチャネルでは、従来から円建て貯蓄性商品として、平準払いの個人年金保険「年金かけはし」や、一時払終身保険「エブリバディ10」を販売していますが、これに加えて、2016年10月に「ライト！シリーズ」を創設し、以下の3商品をラインアップしました。

- ①満期保険金があり、解約時にはいつでも払込保険料と同額以上の返戻金をお受取りいただける積立保険「明治安田生命じぶんの積立」
- ②手軽に一生にわたる万一の保障をご準備でき、一定期間経過後の解約時は払込保険料と同額以上の返戻金をお受取りいただける小口の終身保険「明治安田生命ひとくち終身」
- ③お子さまの成長にあわせ将来の教育費を計画的にご準備いただけるこども保険「明治安田生命つみたて学資」

そして、国内の低金利環境が継続するなか、米国との金利差に着目し、米ドル建て資産で運用することにより、お客さまの資産形成ニーズにお応えする「米ドル建・一時払養老保険」を2017年8月に発売しました。この商品は保険期間中の死亡保険金等を基本保険金額までに抑えることにより、魅力的な満期受取率を実現しています。

銀行窓販チャネルでは、従来から円建て貯蓄性商品として、個人年金保険「虹色きっぷ／かんたん未来計画」、一時払終身保険「エブリバディ」、一時払通増終身保険「3増法師Ⅲ／かんたん持続成長プラスⅢ」を販売していますが、外貨建て資産で運用することによりお客さまの資産形成や相続対策ニーズにお応えできる新たな商品として、指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建ての一時払終身保険「外貨建・エブリバディプラス」を2017年8月に発売しました。

なお、円建て貯蓄性商品については、超低金利環境の影響もあり、一部商品の取扱い休止や予定利率の引き下げ等を行っており、引き続き市中金利等の状況を注視し、適切に対応してまいります。

ご意見・ご要望 ▶ 健康増進に関する商品・サービスを充実させてほしい

当社では、従来の商品・サービスの枠を超えて「お客さま（個人、企業・団体）」「地域社会」「働く仲間（自社従業員）」の継続的な健康増進を支援する、新たなプロジェクトをスタートし、2018年3月に公表しました。

本プロジェクトは、「日常的な運動の支援」と「定期的なけんしん（健診・検診）の促進」を二つの柱に、ご加入後の健康維持・改善の結果に対してメリットを提供する「商品」、病気の予防・早期発見のためのプロセスを支援する「サービス」、当社未加入者を含めた地域社会のお客さまを対象とする「アクション」の3分野で展開するとともに、健康・医療関連データを活用して、当社の基幹機能の高度化にも取り組みます。

2019年4月に発売を予定している「健康増進商品」は、死亡率の改善等をふまえた新たな保険料率を適用したうえで、さらに、ご加入後は、毎年の健康診断等の結果に応じたメリット（健康増進インセンティブ）を提供します。

また、健康増進を支援する「サービス」「アクション」では、アドバイザー等による受診勧奨や情報提供に加え、Jリーグ・クラブとの協働によるウォーキングイベントや、セルフ健康チェック（支社等の会議室での自己採血による血液検査等）といった機会の提供をはじめ、効果的で魅力あるメニューを展開する予定です。

引き続き、本プロジェクトを通じて、お客さまの健康増進に向けた継続的な取組みを支援する商品・サービス等のラインアップ拡充に取り組んでまいります。

■ご意見・お問い合わせ窓口

総代会をはじめ、相互会社運営に関するご意見・お問い合わせは以下のあて先までお寄せください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 ガバナンス推進グループ